表一　対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
			幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十二）に規定する強度等級を表すものとする。

表二　特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
			幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。

表一　対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十二）の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
			幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十）に規定する強度等級を表すものとする。

表二　特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
			幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。